

史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園仮整備基本計画策定業務の受託候補者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園仮整備基本計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

令和元年10月18日

京都市長 門川 大作

1 委託業務名

史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園仮整備基本計画策定業務

2 履行場所

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル2階

3 委託業務内容

別紙「史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園仮整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 参加申出書等の交付

次の各号に定める方法及び期間において参加申出書等を交付します。

(1) 書面による交付

ア 交付場所

郵便番号 604-8006

住 所 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル2階
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
(担当 堀・西森・熊谷・岡田)

電話番号 075-366-1498

FAX 075-213-3366

メールアドレス bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

(2) インターネットウェブページからのダウンロード

ア ダウンロード可能期間

公告の日から参加申出書の提出期限日（令和元年10月25日（金））まで（期限日以降も公開される場合があります。）

イ ウェブページのURL

京都市ホームページ内の「入札・公募型プロポーザル情報」から本件を選択してください。

URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-4-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 交付期間

公告の日から参加申出書等の提出期限日（令和元年10月25日（金））まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除きます。

なお、交付を行う時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

5 参加申出書等に対する質問の受付期間、提出方法及び提出先並びにその回答方法

(1) 質問の受付期間及び提出方法

質問は、書面（様式自由）により、令和元年10月30日（水）までにFAX、メール又は持参により提出してください。電話による質問は受けませんので御了承願います。

なお、FAX送信の後は必ず電話で着信確認を行ってください。

(2) 質問の提出先

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当 堀・西森・熊谷・岡田）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年11月1日（金）までにFAX又はメールで行います。質問内容及び回答については、質問者を特定できる情報を削除のうえ、質問者だけでなく参加申出書等の交付確認を受けた方全員に回答します。

6 受託候補者に求める資格（本プロポーザルへの参加資格要件）

受託候補者は、次の資格要件を全て満たしているものとします。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者であること及び入札参加停止期間中でないこと又は本市の競争入札参加有資格者でない場合にあつては、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すること
- (2) 近畿（京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県及び和歌山県）に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規

定する暴力団密接関係者でないこと。

(4) 過去10年間に自社実績，又は協力事務所の実績と合わせ，史跡及び名勝整備に係る以下の業務実績を全て有すること。

ア 史跡及び名勝整備に係る基本構想又は基本計画策定に関する業務実績

イ 史跡及び名勝整備に係る基本設計，又は実施設計に関する業務実績

(5) 3箇月以上の雇用関係があり，過去10年間に(4)のいずれかの業務実績を有する統括責任者を配置できること。

7 参加申出及び企画提案に係る提出書類

(1) 提出書類

本件に参加しようとする方は，仕様書を熟読のうえ，以下の，参加申出書は1部，参加申出書以外は10部提出してください。

ア 参加申出書 第1号様式

イ 業務実績調書 第2号様式

6(4)の業務実績について記載してください。過去10年間において，6(4)の業務実績を有することが参加資格要件の1つとなります。

過去10年間において複数の業務実績を有する場合は，内容等が本業務に類似していると思われるものから各分野最大3件を提出してください。

なお，協力事務所等と連携して本業務を実施する場合，協力事務所の業務実績を本調書に記載することを認めます(その旨「協力事務所名等」を明記すること)。

ウ 配置技術者調書 第3号様式

統括責任者及び主任技術者(以下「配置技術者」という。)について記載してください(氏名，社名・所属・役職，所有資格，経歴・職歴，過去10年の類似業務実績，手持業務の状況)。類似業務実績については，6(4)の条件を満たす業務実績を記載してください。

統括責任者は，国指定史跡及び名勝の整備設計の経験者であること。主任技術者は本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する実務経験3年以上の者を配置してください。

なお，協力事務所と連携して本業務を実施する場合，国指定史跡及び名勝の整備設計の経験者が協力事務所の所属であっても構いませんが，専門知識が求められる業務の主担当となり，かつ必要な打合せに必ず同席するなど，業務への責任ある関わりや分担を求めます。単なる名義貸し等は認めません。

また，統括責任者は本業務を実質的に担当するものとし，業務完了まで特別な

事情がない限り変更することができません。

エ 業務従事者配置調書 第4号様式

本業務委託に携わる配置技術者以外の業務従事者について記載してください。

オ 配置技術者に係る資格を証明する免許証等の写し

カ 統括責任者の3箇月以上の雇用を証明する書類

キ 企画提案書

(ア)記載内容

①業務実施に関する調書

史跡芝古墳における史跡公園仮整備基本計画の作成を確実に履行するため、以下の事項について記入してください。

- A 取組方針
- B 取組体制
- C 現況調査の方法
- D 上位計画及び関連資料の整理方法
- E 有識者及び実務経験者へのヒアリング予定内容
- F 業務を実施するうえで課題と考えられる事項とその対処方法

②企画提案に関する調書

以下の項目に関する課題認識、課題解決に向けての方策、取組方法等について提案してください。

- A 史跡乙訓古墳群（芝古墳）における文化財の保存について
- B 史跡乙訓古墳群（芝古墳）における文化財の活用について
- C 史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園の仮整備について
- D 史跡乙訓古墳群（芝古墳）における史跡公園の本整備について
- E その他

(イ)様式及び部数

様式は自由。用紙サイズはA4（10枚以内）とします。適宜、図表や写真等を用いても構いません。

ク 見積書 第5号様式

本業務の受託見積金額（消費税及び地方消費税を含まない。）を記入してください。また、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出してください。

(2) 提出期限

ア 参加申出書（上記 7 (1) ア）

令和元年 10 月 25 日（金）午後 5 時まで

参加申出書を提出された方全員に埋蔵文化財発掘調査報告書を随時、PDF データにて貸し出します。返却につきましては、参加申出書以外の提出期限である令和元年 11 月 8 日（金）午後 5 時までに行ってください。

なお、報告書の複製は、電子媒体及び紙媒体等あらゆる媒体において禁止とさせていただきます。

イ 参加申出書以外（上記 7 (1) イ～ク）

令和元年 11 月 8 日（金）午後 5 時まで

※いずれも、受付を行う時間は、休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとします。

(3) 提出場所

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当 堀・西森・熊谷・岡田）

(4) 提出方法

提出場所への持参又は郵送（ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行ってください。）

8 事業者のプレゼンテーション

提出された企画提案をもとに、事業者のプレゼンテーションを令和元年 11 月中旬頃に行います。場所及び日時については別途連絡します。

9 受託候補者の選定方法等

(1) 選定方法

提出していただいた参加申出書及び企画提案に基づく応募者プレゼンテーションを行い、文化市民局内に設置する選定委員会※において、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定します。

ただし、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（300 点/500 点）に満たない場合は、受託候補者として選定しません。

※史跡芝古墳における史跡公園仮整備基本計画案策定業務受託候補者選定委員会

委員長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長

副委員長 （公財）京都市埋蔵文化研究所専務理事

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課記念物係長
建設局みどり政策推進室みどり企画課長

(2) 評価方法

提出書類の記載内容及びプレゼンテーションについて、総合的に評価を行います。
なお、提出書類の記載内容について、疑義等がある時には説明を求める場合があります。

(3) 評価基準

評価項目、配点（審査委員一人当たり）は、下記のとおりとします。

評価項目	配点
業務実績の評価	18点
配置技術者の業務実績の評価	15点
業務実施方針の評価	20点
企画提案の評価	41点
見積金額	3点
市内貢献	3点
合計	100点

※ 審査員5名×100点＝500点満点

(4) 選定結果通知

(1)～(3)の手続を踏まえ、選定結果については、令和元年11月下旬頃に書面で通知します。

(5) 結果公表

候補者選定後、本件プロポーザルに参加した事業者及び評価点、その他受託候補者の選定理由について、京都市ホームページ内の「入札・公募型プロポーザル情報」にて公表します。

10 委託金額の上限額

4,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1 1 支払条件

成果品検収後、受託者の請求により委託料を支払います。前金払及び部分払はありません。

1 2 その他重要事項

(1) 以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがありますので注意してください。

ア 提出書類内容に虚偽の記載があると認められる場合

イ 統括責任者が契約締結後に担当者として当該業務に従事できない場合（ただし、止むを得ない事情があると認められた場合を除く。）

ウ 見積金額が、委託金額の上限額を超えた場合

エ 受託候補者選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。

(5) 本件の参加に際して現地調査を行う場合は、事前に文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（担当 堀・西森・熊谷・岡田）へ連絡を取ってください。

（日程調整に時間を要する場合がありますが、御了承ください。）

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。

(7) 応募有資格者が1者の場合にあつては、ヒアリングを行ったうえで、本業務委託を受託するにあたり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定します。

(8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。